

県産米・食肉魅力発信プロモーション業務  
公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和8年2月13日

農政部 農業政策課 農産物マーケティング室長

## 1 業務の概要

### (1) 業務名

県産米・食肉魅力発信プロモーション業務

### (2) 業務の目的

県産米においては、物価高騰によるコメ価格の高止まりを背景に、今後、購入頻度の低下や消費の減少が懸念されていることから、消費者が県産米の価値や価格形成の仕組みを正しく理解し、県産米を選択する行動へつなげるため、地産地消を促進する情報発信・PR事業を実施する。

県産食肉においては、生産コストの上昇を背景に、農家経営が厳しい状況が続いていることから、県内外の消費者や旅行者を対象に、県産牛肉や豚肉等の美味しさや魅力をPRし、購買意欲の喚起と消費拡大を図るため、試食イベントを中心としたPR事業を実施する。

### (3) 業務内容

#### ア 県産米の価値魅力発信

##### (ア) メディア等を活用した情報発信

- ・生産者のコメづくりへの思い、努力、品質の良さなどが分かる動画制作（20秒程度）
- ・県内テレビ局の既存番組内で、県産米の価値や価格形成の仕組みを伝える特集
- ・動画を活用したTVコマーシャル（10コマ×4局程度）

##### (イ) 小売店等での食べ比べイベント

- ・県産米の品種ごとの新米、古米など、改めておいしさや価値を感じる「食べ比べフェア」を小売店等で開催（6回程度）
- ・コメ袋用県産米PRデザインシール等の販売促進資材作成

##### (ウ) 県産米PR資材の作成

- ・(ア)で制作した動画など、県産米の価値や魅力を視覚的に捉えられる情報を有するデザインの作成（二次元コード等から動画サイトへアクセスできること。また、県産米PR用として汎用性のあるデザインであること）
- ・作成したデザインにより米袋に貼付け可能なシール等の制作（50,000枚程度）

#### イ 県産食肉の消費拡大

##### (ア) 県内外の小売店などの精肉売場における県産牛肉・豚肉試食活動の実施

- ・県内外の小売店などの精肉売場において、県産牛肉・豚肉の試食活動の実施  
(県内24店（4店×6回）、県外8店（4店×2回）目安)

- (イ)県内宿泊施設における県産米と併せた県産牛肉・豚肉のイベントの実施  
・県内宿泊施設を会場とした、県産米と牛肉・豚肉の組合せによる試食イベントの実施  
(2 施設程度)
- (ウ)イベント用販売促進資材の作成  
・県産牛肉・豚肉の試食販売コーナー等が分かるようなどのぼり旗、ポップ等の作成
- (4) 仕様等 別添仕様書（案）のとおり
- (5) 企画提案を求める具体的な内容の項目
- ① 以下の内容を含む企画コンセプト
- ア 県産米の価値魅力発信  
(ア)メディア等を活用した情報発信  
(イ)小売店等での食べ比べイベント（6回程度）  
(ウ)県産米PR資材の作成
- イ 県産食肉の消費拡大  
(ア)県内外の精肉売場における県産牛肉・豚肉試食活動の実施  
(県内24店（4店×6回）、県外8店（4店×2回）目安）  
(イ)県内宿泊施設における県産米と併せた県産牛肉・豚肉のイベントの実施  
(2 施設程度)
- (ウ)イベント用販売促進資材の作成
- ② 自由提案（任意）  
③ 実施スケジュール  
④ 実施体制  
⑤ 過去5年以内のプロモーション又はPR業務の実績  
⑥ 業務に要する経費及びその内訳  
プロポーザル参加者が、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、経費見積書により算定した額の110分の100に相当する額を記載してください。
- (6) 業務の実施場所 長野県内（県産食肉の消費拡大においては県外も含める）
- (7) 履行期間又は履行期限 契約日～令和9年2月26日
- (8) 費用の上限額 10,177,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）  
※業務内容ごとの内訳：1(3)ア 4,154,000円、1(3)イ 6,023,000円

## 2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4 第1項及び長野県財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人には県税、消費税及び地方消費税、個人には県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあっては、これらに加入していること。
- (7) 県内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (8) 過去5年間にプロモーション又はPR業務に関する業務の実務実績を有していること。

### 3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限((5)①)までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

#### (1) 参加申込書の作成様式

様式第3号による。

#### (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第3号の附表による。

#### (3) 参加申込書記載上の留意事項

- ① プロモーション又はPRに関する業務の実績
- ② 当該業務の実施体制
- ③ 類似の実績については、これを証する契約書の写し等を添付してください。

#### (4) 担当課(所)・問い合わせ先

〒381-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

長野県 農政部 農業政策課 農産物マーケティング室

(担当) 水谷、高橋

電話 026-235-7217 (直通)

FAX 026-235-7393

メール marketing@pref.nagano.lg.jp

#### (5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

##### ① 提出期限 令和8年2月27日(金)

(土曜日、日曜日及び休日は除く。午前9時から午後5時まで)

【(注) 長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】

##### ② 提出先 3(4)に同じ。

##### ③ 提出方法 持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに農産物マーケティング室に到達したものに限ります。郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

#### (6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

#### (7) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6(5)①）の3日前までに、書面により農産物マーケティング室長から通知します。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により農産物マーケティング室長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。
- ④ 非該当理由の説明請求の受付
  - ア 受付場所 3(4)と同じ。
  - イ 受付時間 上記②の期間中  
(土曜日、日曜日及び休日は除く。午前9時から午後5時まで)

#### (8) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

### 4 説明会

- (1) 開催日時 令和8年2月20日（金） 午後2時～3時（予定）
- (2) 開催場所 Zoomを活用したオンライン方式
- (3) 参加申込 説明会への参加を希望する事業者は、令和8年2月18日（水）午後5時までに3(4)へ電子メールによりお申し込みください。
- (4) その他 企画提案を求める内容の詳細等を説明します。

### 5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3(4)と同じ。
- (2) 受付期限 令和8年3月9日（月）  
(土曜日、日曜日及び休日は除く。午前9時から午後5時まで)
- (3) 受付方法 業務等質問書（様式第6号）を電子メールにより提出するものとします。
- (4) 回答方法 農産物マーケティング室長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和8年3月12日（木）までに長野県公式ホームページで公表します。

## 6 企画提案書の作成・提出

### (1) 企画提案書の作成様式

様式第8号による。

### (2) 添付資料

- ・企画書
- ・企画書説明資料
- ・会社概要又はパンフレット
- ・過去5年間に制作したプロモーション又はPR業務に係る動画等のデータ（1動画）

### (3) 企画書記載上の留意事項

- ① 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。  
また、経費の合計額は1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
- ② 「7 再委託の予定」又は「8 企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合又は他事業者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載すること。

### (4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 3(4)と同じ。
- ② 受付期限 令和8年3月9日（月）  
(土曜日、日曜日及び休日は除く。午前9時から午後5時まで。)
- ③ 受付方法 業務等質問書（様式第6号）を電子メールにより提出するものとします。
- ④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対しては令和8年3月12日（木）までに電子メールにより回答します。

### (5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和8年3月16日（月）  
(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで。  
ただし、3月16日は正午までとする。)
- ② 提出先 3(4)と同じ。
- ③ 提出部数 8部（原本1部、コピー7部）及び動画のデータ（DVD-R等）
- ④ 提出方法 持参又は郵送とします。  
ただし、郵送の場合は提出期限までに農産物マーケティング室に到達したものに限ります。郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

### (6) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定します。

#### 【評価基準】

項目	審査内容	配点
1 業務の理解度等	・本事業の背景、課題等に対する理解度が高く、提案内容の着眼点、分析力、提案力が優れているか	15
2 業務の遂行力	・円滑に運営を行うことができるか ・事業の遂行が確実であるか	15

3 企画力		<ul style="list-style-type: none"> <li>・メディアを活用した情報発信 県産米の魅力が伝わる動画の製作コンセプトとなっているか 県産米の魅力が伝える番組、CMの企画となっているか</li> <li>・小売店での啓発活動 県産米の魅力が伝わる試食活動となっているか 消費需要に応じた小売店での県産食肉の消費啓発になっているか</li> <li>・県内宿泊施設におけるイベントの開催 宿泊施設の選定が、PR効果が十分に発揮できる企画内容となっているか</li> </ul>	25
4 業務の実施体制等	体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務を実施するための技術力があるか</li> <li>・県との連絡調整を円滑に行うことができる体制となっているか</li> <li>・品質管理を行うチェック体制が整っているか</li> </ul>	15
	工程管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の実施行程が適当であるか</li> <li>・トラブルの未然防止策、対応策が適当か</li> </ul>	15
5 経済性		<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算内で最大限の効果を出すことができる提案となっているか</li> </ul>	15
合 計			100

#### (7) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。  
なお、評価の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中60点以下の場合は選定しません。
- ② 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。
- ③ 6者以上の提出があった場合は、提出書類及び動画データによる1次審査を行います。
- ④ プrezentationの実施日時及び場所  
令和8年3月19日（木）  
長野合同庁舎 501会議室（住所：長野市大字南長野南県町686-1）  
※時間については参加者へ個別に連絡します。

#### (8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により農産物マーケティング室長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により農産物マーケティング室長から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、企画提案評価会議評価書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、農産物マーケティング室において閲覧に供します。

#### (9) 非選定理由に関する事項

- ① (8) ②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により農産物マーケティング室長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付
  - ア 受付場所 3(4) に同じ。
  - イ 受付時間 上記①の期間中  
(土曜日、日曜日及び休日は除く。午前9時から午後5時まで)

#### (10) その他の留意事項

- ① 企画提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

### 7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

### 8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書を農産物マーケティング室長に提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1) の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

### 9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、農産物マーケティング室において閲覧に供します。

## 10 その他

### (1) 契約書作成の要否

必要とします。

### (2) 関連情報を入手するための窓口

〒381-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

長野県農政部農業政策課農産物マーケティング室

(担当) 水谷、高橋

電話 026-235-7217 (直通)

FAX 026-235-7393

メール marketing@pref.nagano.lg.jp

(3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。

(4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。